

令和6年度
食品表示懇談会
議 事 録

消費者庁食品表示課

○事務局 定刻となりましたので、令和6年度食品表示懇談会を開会させていただきます。私は本懇談会の事務局を務めさせていただいておりますシード・プランニングの奥山です。どうぞよろしくお願いいたします。

開催にあたっての注意点をご案内いたします。今回は傍聴を希望された方に対して、リアルタイムでウェブ配信をしております。また記録のために、映像を録画していることをご了承ください。

開会に先立ちまして消費者庁の井上審議官よりご挨拶をいただきます。井上審議官、よろしくよろしくお願いいたします。

○井上審議官 消費者庁審議官の井上でございます。食品表示懇談会の委員の皆様におかれましては、日頃から消費者行政の推進にご理解とご協力をいただきまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

今年はアレルギー表示の改正や、機能性表示制度の見直しなど、我が国の食品表示制度の中でも大きな出来事が続いております。そのような情勢の中で、各分科会におかれまして丁寧な議論を重ねていただいたこと、この場におられない委員の先生方もおられますが、こちらについても改めて感謝を申し上げたいと思います。

今年度は昨年度開催しました令和5年度食品表示懇談会の取りまとめ内容に沿って、食品表示へのデジタルツール活用の検討分科会と、個別表示ごとの食品表示ルール見直し分科会の2つの分科会を開催してまいりました。分科会の詳細についてはこの後ご報告させていただきますけれども、本懇談会ではそれぞれの分科会において取りまとめられた内容について報告をさせていただき、その内容について議論していただきたいと思っております。本日は大変多くの議題があるということでございますけれども、昨年度に引き続きまして皆様のご知見をいただきまして、その各種の見直し等をより良いものにしていきたいと考えておりますので、本日も活発なご議論をよろしくお願いいたします。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

本日の出席者です。本日は全委員にご出席いただいております。ここでカメラの方についてはご退席をお願いいたします。

委員の皆様におかれては、お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら、都度、事務局にお申し付けください。

それでは以降の議事は座長の湯川様をお願いしたいと思います。それでは湯川様、よろしくお願いいたします。

○湯川座長 紹介いただきましてありがとうございます。皆さん、昨年度以来ということで、久しぶりとなります。

今日は非常に議題も多くなっておりますが、時間は 2 時間と限られております。円滑な審議にご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議論に入る前に、今年度から新しく委員として参加されている方にご挨拶いただければと思います。

松村委員、それから村尾委員、お二方です。よろしくお願いいたします。

○松村委員 日本食品添加物協会の松村です。よろしくお願いいたします。今回初めてですが、今まで行われた分科会の議論はずっと傍聴させていただいておりました。よろしくお願いいたします。

○村尾委員 全国スーパーマーケット協会の村尾と申します。今までは代理で出席していたのですが、今回からは委員ということで、改めてよろしくお願いいたします。

○湯川座長 はい。お二方、よろしくお願いいたします。それではさっそく議事に入りたくと思います。今回は 2 つの分科会の報告と食品表示基準の改正内容の報告が主なテーマとなっております。資料 1 の開催要領にしたがって、進行していきたいと思っております。

まずは昨年度の懇談会のおさらいとして、資料の 2-1、2、3 を消費者庁から説明をいただきます。

○清水課長 消費者庁食品表示課長の清水です。今日もよろしくお願いいたします。早速ですが、資料 2-1 に基づきまして、まず昨年度、令和 5 年度の食品表示懇談会の取りまとめということで、改めて簡単にご説明をさせていただきます。昨年度は開催趣旨のところにございますけれども、コーデックス委員会食品表示部会において、食品表示情報の提供へのテクノロジーの使用に関するガイドラインの策定に向けて議論が進んでいるという中で、デジタルツール活用にかかる国際的な議論に能動的に対応していく必要がある。また、食品衛生基準行政の消費者庁への移管も控えているという状況の中で、合理的でシンプルかつわかりやすく国際整合性のある食品表示の検討を行う必要があるとされ、中長期的な羅針盤となるような食品表示制度の大枠の議論を行っていただいて、方向性が取りまとめられたというところです。

コーデックスの議論も進みまし、食品衛生基準行政も 4 月に消費者庁の方に移管されていて、ここの部分についての進捗などはまた後ほどご説明させていただきます。

2 番として今後の食品表示が目指すべき大枠の方向性ということで、6 点ほど取りまとめていただきましたけれども、(6)、一番下の各検討事項の議論の進み方についてのところで、今年度はデジタル活用と個別品目の表示ルールの 2 つの分科会を設け、検討するとされておりまして、その 1 つが (2) の個別品目ごとの表示ルールについてということで、横断的な基準に合わせる方向で見直すことを基本としつつ、食品ごとの個別の事情や制定の経緯、

消費者の要望等を踏まえながら検討すべきと、あと、表示基準がその時々的情勢に照らして妥当なものであるかどうかを定期的に確認することについて検討すべきということでございました。

また、3番目の食品表示へのデジタルツールの活用についてということで、容器包装への表示に変えて代替的な手段によって情報提供を充実させることとした場合の議論を進めていく必要がある。新たに管理すべき情報やその情報の管理方法、提供手段についても議論を進める必要がある。

情報の管理方法や情報伝達する媒体、デジタルを活用した制度をどのように運用していくのか等、技術的な課題についても議論する必要があるということでございました。これを受けまして、資料2-2になりますけれども、食品表示懇談会の今後の進め方のタイムスケジュールについて取りまとめていただいたのが、1番上に書いています表示の改版に伴う事業者の方の負担に配慮するというので、改正事項については十分な経過措置期間を設けるとともに、経過措置終了時期を極力揃える。これにより、食品表示の改正に関する予見可能性を高めつつ、何度も改版しなくてよいようにする。

また、年度としましては、今年度から来年度にかけて、分科会①デジタルツールの活用、②個別品目ごとのルールというのをそれぞれ、デジタルの方はコーデックスでの議論も見据えながら検討する。個別品目ごとの方は品目ごとに業界等からの要望を分科会において聴取しながら、具体的な改正内容を検討するということとされておりまして、今回、この両分科会の現時点での進捗についてご報告させていただくことになっております。

資料2-3はその取りまとめていただいた本文になりますが、こちらの方は説明を省略させていただきます。私からの昨年度の食品表示懇談会の取りまとめに関するご説明は以上です。

○湯川座長 清水課長、ありがとうございました。ただ今の説明は昨年度の振り返りですので、そのまま次の議題に進ませていただきます。今年度の分科会の議論の内容について、消費者庁から報告をいただきます。まず資料3、食品表示へのデジタルツール活用の検討分科会について、説明をお願いします。

○坊衛生調査官 消費者庁食品表示課の坊でございます。食品表示のデジタルツール活用の検討分科会についてということで、本年度実施しております分科会について、現状を報告させていただきます。

1ページめくっていただきまして、1ページ、2ページにつきましては、先ほど清水課長から説明がありましたので、再度の説明については省略させていただきます。

3ページについては、デジタルツール活用検討分科会の構成員やスケジュールでございまして、デジタルツールの活用検討分科会は本年10月1日に第1回を開催させていただきまして、12月2日に第2回、来年2月に第3回の開催を予定しており、現時点では2回開催されて

いるところでございます。

構成員については、記載のとおりで、本懇談会の委員としては、加藤先生に座長を務めていただいているところでございます。

続きまして4ページでございます。第1回の分科会におきまして、この分科会の進め方をどうするのかというところの資料でございます。基本的には懇談会の取りまとめに沿って、資料上部に懇談会の取りまとめの抜粋を載せておりますけれども、食品表示のデジタルツールの活用検討分科会の進め方として、まず初めに技術的な課題として、上記懇談会の方向性(3)③というところで、検討にあたっては情報の管理方法や情報伝達の媒体、デジタルツールを活用した制度をどのように運営していくのか、技術的な課題についても議論を行うと懇談会で取りまとめていただきましたので、その技術的な課題についての議論をまず初めに行うという形で、分科会を進めさせていただいております。

この技術的な議論の後に、その上の①②にあるようなところについて、消費者への情報開示を充実する観点から、容器包装上の表示の一部を代替する手段として、デジタルツールにより情報提供を行う場合の議論を進めていくということでございます。したがって、まだ技術的な議論を始めたところというのが現状でございます。次のページお願いいたします。こちらにつきましては、今後検討すべき技術的論点として挙げさせていただいておりますけれども、この技術的論点については、消費者庁において令和2年度、3年度にデジタルツールの活用に向けた実証事業を実施させていただきまして、その時に課題に挙げた技術的論点でございます。

例えば1番上の食品表示データのフォーマットということですが、基本的に食品表示としてデータを使うには、データの諸規格を統一していかないと使いにくいということなので、今後どう統一していくのか等々、議論する必要があるのではないかとようなところでございます。

次のページ、お願いいたします。分科会の進め方のスケジュール感でございますけれども、第1回分科会におきまして、現在のコーデックスでの検討状況について、コーデックスにおいてデジタルツールの活用のガイドラインの議論が進んでおりましたので、その検討状況についてご説明させていただき、先ほど紹介させていただきました実証事業を国内で行っていることと、海外でデジタルツールを使ってどのような取り組みがあるのかというところの調査の報告と、現時点での課題について報告させていただいたところです。

その後、検討の進め方として、先ほど説明したまず技術的な課題からということで、第1回について議論を終わっております。

その後、第1回と第2回の間第48回コーデックス食品表示部会が開催されておまして、その中で先ほど説明しましたコーデックスのデジタルツールの活用のガイドラインについての議論もなされたところでございます。第2回については、CCFL 48で議論された内容について報告させていただきましたのと、関連事業者へのヒアリングということで、一般財団法人流通システム開発センター(GS1 Japan)様という、JANコード、バーコードを

管理している会社。その他、株式会社ジャパン・インフォレックス様は卸事業者向けのデータベースを管理している会社。JFE システムズ株式会社様は製造メーカー向けに商品データの管理ツールを提供している会社でございます。この 3 社にヒアリングを行い、意見交換を行ったところでございます。第 3 回につきましても引き続き関連事業者へのヒアリングや、来年度に向けた議論の方向性、今後どのようなことを検討していくべきなのかというところを第 3 回あたりで出していきたいというところでございまして、令和 7 年度についても引き続き技術的な課題を議論していくことにしております。次のページお願いいたします。7 ページです。

CCFL48 の結果、概要といった形として記載しています。7 番におきまして、食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用について、ガイドライン案について、今回この 10 月末から 11 月頭にかけて、CCFL48 で議論された結果、ステップ 8 という形で、もう採択に移るといふところまでになったというのが現在の状況でございます。

その後、11 月末に行いました CAC 47 において議論された結果、既にガイドラインとして採択されておりますので、もう案ではなくなっており、この食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーに関するガイドラインとして採択されている、というところでございます。具体的な中身は次のページ以降になります。8 ページでございます。

具体的に以前ご説明したところから、どこが変わったのかというところですが、次のページお願いいたします。

5.2 のところなのですが、こちらが以前懇談会でご説明させていただいた時点の案では、食品の名称や安全、健康に関する食品情報はテクノロジーの使用のみによって提供されるべきではないという案になっていたのですが、この CCFL48 において、健康のところは栄養という言葉に変わり、更に管轄当局が決定するその他の義務的食品安全情報は、という形で、各国で容器包装に残すべきと判断するものについても、テクノロジーのみによって提供されるべきではないという形に文言が修正されているというところでございます。文言は追加されておりますけれども、もともとの意味から大きく変わっているわけではなく、あくまで安全や栄養に関する情報と、各国で決めた情報についてはテクノロジーのみによって提供されるべきではないということです。それ以外の情報については、テクノロジーを使用していいのではないかとというようなガイドラインになっているというところでございます。

その他につきましては、文言が修正されているところがありますが、内容が大きく変わっているところはないということでございます。12 ページまでお願いいたします。

関連事業者へのヒアリングに関して、前回関連事業者である GS1 Japan、ジャパン・インフォレックス、JFE システムズ様にヒアリングしたその結果をまとめております。まず 1 番左の GS1 Japan 様ですけれども、基本的には JAN コードの仕組みについてご説明いただき、そもそも JAN コード、バーコード自体はあくまで製品を認識するための数字であって、そ

の JAN コード自体に何か意味があるわけではないということなので、あくまで物を識別するための番号であり、その番号自体の付け方のルールを決めているというところがございます。あくまでこの識別 JAN コード等の GS1 の識別コードを起点とする食品情報へのアクセスというところで、こちらをアクセスするための窓口として使うという形では、医療用医薬品等の添付文書にアクセスできるサービスという形で利用がされていますので、食品表示にも利用可能なのではないかとというようなご提案がございました。

今後に向けての意見ということで GS1 Japan 様から、情報を見つけに行く仕組みや、情報を見つけた先でどのように表記されるかについて統一することができるのであれば、情報を読みに行く先が様々であったとしても、食品表示に必要な情報の提供が可能ではないかというのが、GS1 Japan 様の意見でございます。

続きまして、ジャパン・インフォレックス様についてですが、こちらは食品卸業者向けの商品情報データベースを管理している会社でございます。現在、商品の基本情報を登録しているメーカーさんが 7,500 社、更に表示に使うような品質情報も登録しているメーカーは 250 社程度であるというところがございます。その他、品質系情報の標準化のこれまでの動きと品質情報の特化サービスの説明という形で、品質情報を統一しましょうという形で、品質系情報標準化のための会議体 PITS というものを発足し、標準項目と標準フォームを策定して、これに伴いそれに特化したサービスを構築しているところですが、まだ普及については十分ではない状況であり、皆さんにまだまだ使われていない状況だということがございます。

今後に向けての意見につきましては、現状 250 社については鮮度の高い品質情報を保有しておりますけれども、その他のところについてはまだ品質情報まで入力していただいている状態ではない。今後、デジタルツールに活用される項目の定義が明確になってくれば、どのようにデータ連携が可能かどうかの検討ができると考えているというところがございます。

最後に、1 番右の JFE システムズ様です。こちらは食品メーカー向けの商品データベースを提供している会社でございます。基本的には食品メーカー向けに、原料や包材、配合、問合せ、検査等、様々な情報を一括管理する MerQurius (メルクリウス) というシステムを提供している会社でございます。

基本的にはこのシステムを利用している食品メーカーは約 330 社で、導入企業のほとんどが大手という形になりますが、最近は価格を抑えた会員版のクラウドサービスもあり、そちらにおいては中小企業様も利用しているというような状況でございます。

基本的には各社独自の商品コードや JAN コード、パッケージ情報、アレルギー表示等の食品表示情報を商品単位で管理して、得意先の書式に合わせて提出できるようになっています。また、ジャパン・インフォレックス様のお持ちのシステムとも連携しており、商品情報をデータとして提供可能な形のシステムでございます。

基本的に今後に向けての意見としましては、現状、食品表示に必要なデータは商品データベ

ースに格納されております。そのため、デジタルツール活用の対象となる項目やフォーマットが規格として定められれば、既存のシステムを活用した情報提供は可能だという形でございます。また、食品メーカーの負担を軽減するために、消費者利用に限らず製造、配送、販売の各段階での活用の普及が望ましいのではないかというご意見を述べられておりました。

デジタルツールの活用検討分科会で議論した内容については以上になります。私からのご報告は以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員の方から質問やご意見等ありましたらお願いいたします。村尾委員、どうぞ。

○村尾委員 今更なのですが、デジタルツールを活用するときの決め事というか、その携帯保有率は何%といった決まりはあるのですか。

○坊衛生調査官 ご質問ありがとうございます。そもそもとして、今、携帯というか、おそらくスマートフォンになると思いますが、そもそもまだスマートフォンを使うのかも含めて今後議論していく内容でございます。したがって、スマートフォンを何%皆さんが使えれば実施してもいいのではないかという明確な決まりはございませんし、そういったところも含めて、今後どうしていくのかという議論をちょうど始めているところでございます。

○湯川座長 よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。松村委員、お願いします。

○松村委員 デジタルシステムの状況についてヒアリングをしていると伺いましたが、個人的にはやはり何をどうするかを決めるのが先ではないかと思うのですが、ただいづれにしろこういったヒアリングというのは、全体のスケジュール感の中で、どれくらいやられるのでしょうか。ある程度やって本来の議論に入るといような形を考慮しておられるのでしょうか。

○坊衛生調査官 御質問ありがとうございます。今年度につきましては第3回もヒアリングを行うことを予定しておりまして、そのヒアリングを踏まえて来年度どういった検討をしていくのかということも議論していただくことを想定しております。その議論次第で来年度以降、更にヒアリングを行うのか、更に個別の話を行うのかというところをそこで決めていくことを想定しているところです。

○湯川座長 よろしいでしょうか。廣田委員、お願いします。

○廣田委員 全国消費者団体連絡会の廣田と申します。まずは、それぞれの分科会で丁寧に議論を進めていただいたことに感謝します。分科会でも発信、意見があったかと思うのですが、食品の容器包装には既に多くのものにQRコードが付けられていて、アクセスするとほとんどが商品情報やレシピ紹介、つまり広告宣伝も含めた幅広い商品情報になっているかと思います。これに加えて、食品表示の要素を代替していくということになると情報の区別をどのようにするのか、先行している事業者も今後食品表示の詳細を求めて見る側の消費者の利便性というか、様々な二次元バーコードがいっぱいついていても混乱が起こればと思いますので、端的で分かりやすい仕組みづくりを検討していただきたいと感じております。

そして、今スーパーでもスマホを手に買い物している人がだんだん増えてきたという感覚があります。そういったデジタルツールの活用を喜んで受け入れる人と、やはり馴染めないとか、全然便利に思えないとか、そういう人に分かれるということは当然だと思いますので、これをやると舵を切るからにはツールの活用で消費者の選択の助けになる情報が増える、また多様な消費者のニーズに応えられるようなものであることを期待しております。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。消費者庁から何かコメントを。

○坊衛生調査官 はい。ご意見ありがとうございます。1点だけ9ページのところでございますけれども、先ほどのご懸念点につきましては、食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジー使用に関するガイドラインにおきましても、7.3のところ、「義務的食品情報がテクノロジーの使用によって提供される場合には、ラベル又は表示上のリファレンスは当該情報と直接リンクしなければならない、当該義務的食品情報はまとめて表示され、容易に識別可能で、他の情報と区別できなければならない。」という形で規定されておりますので、我が国の制度につきましてもこのようなことを参考にしながら、他の情報と区別して見やすくするような形で検討していくことになると考えております。以上でございます。

○湯川座長 よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。北口委員、お願いします。

○北口委員 ありがとうございます。松村委員、廣田委員のお話と重複すると思うのですが、ヒアリングの内容からしても、何をどういうフォーマットでデータ提供するのかということが決まれば、既存の商品情報システムは対応が可能であるというお話だったと思います。それで、その、どのような情報をどういうデータフォーマットで消費者にお示しするのかということを決めるという作業を、デジタル分科会でやるのか、または親会議の懇談会のレベルで行うのかという枠組みを決めておいた方がいいのではないかなと思っています。おそらく消費者へ提供する情報の範囲を決める意思決定は、デジタルの分科会の枠組みの範疇

を超えてしまうのではないかと思います。

○坊衛生調査官 ご意見ありがとうございます。北口委員がおっしゃる通り、最終的な項目、何を残すかという話になるとなかなか大きな話だと思っております、その前に、技術的にまずどうしていくのかというところの議論を今スタートしているところです。したがって、要はデータをどういった形式で消費者の皆様方が見られるような仕組みを構築するのかという議論をしております。その先のところにつきましては、かなり大きなテーマになってきますので、そうなった時にどうしていくのかということをご議論したいと思っておりますのでございます。

○湯川座長 よろしいでしょうか。他はいかがでしょう。中澤委員、お願いします。

○中澤委員 JETROの中澤です。テクノロジーの使用に関するガイドラインが出たと思いますので、今後、そのガイドラインも踏まえて、世界各国が様々な具体的な取組みを決めていくのだと思いますので、そういった世界の動きですとか取組内容について情報を収集して、参考のために提供していただければと思います。今後の話だと思いますが、よろしくお願いします。

○湯川座長 消費者庁のコメントはよろしいですか。(コメントを求めないことを確認後)それでは、森田委員。お願いします。

○森田委員 ご説明ありがとうございます。この分科会の中では、先に技術的なことを決めるということで、先ほどの他の委員からもありましたが、何をどうするのかというのが先ではないかというところの前に技術的なことを決める。それはいいと思うのですけれども、今回の分科会で決める時にコーデックス委員会のガイドラインとの整合性ということがとても大事なのですが、このガイドラインが結構短い期間で作られたと思っております。

今回、9ページの5.2に、「並びに管轄当局が決定するその他の義務的食品情報」というのがステップ8で入りました。私はコーデックスの連絡協議会にも参加しているので、それまでのステップの過程やプロセスもよく聞いていたのですけれども、それまでのステップでは、テクノロジーで容器包装に残さなくてはいけないのは、「名称と健康と安全」ということで、ずっとステップ7まで行っていました。それまでに時々例示が出たり、安全といえれば例えばアレルギーとか消費期限だという例示が出たら、いやいや例示は外しておきましょうというふうなやりとりはありましたけれども、今回「名称、安全、栄養」と、健康が栄養に変わりました。この3つは容器包装には残しておくべきでというまとめ方だと思っております。

それがステップ8において「管轄当局が決定するその他の義務的表示情報」と入ると、「義

務的表示情報」をどこまでにするのかというのは、これは各国が決めるということなのか。それとも各国の義務的食品表示情報がたくさんあるかと思うのですけれども、この読み方が、各国が決めているその他の義務的食品情報もテクノロジーの使用によってのみ提供されるべきではない、ということか。そうすると義務表示はテクノロジーの使用によって提供されるべきではなくて、他の情報、例えば栄養成分表示の充足率がどうかとか、他の任意情報はテクノロジーでいいけれども、安全、栄養、その他の義務表示は提供されるべきでないというふうにも読めるように思うのです。こここのところは英語の読み方がよく分からないのですけれども、日本語で読むと並びになるので、安全と並んでいるように見えますが、いかがでしょうか。

○坊衛生調査官 はい。ご質問ありがとうございます。こちらにつきましては、我々としては基本的に名称や安全、栄養に関しては、もちろんですが、その他の各国において重要だと思う、残さないといけないと思うものは残してくださいという意味だと理解しております。したがって、全部の義務表示情報を残すという意味ではなく、基本的には、名称、安全、栄養、その他を各国で決めてくださいという意味だと理解しているところでございます。

○森田委員 3つは容器包装に残すけれども、その他の義務的情報は各国に委ねるというふうに読むと解釈してよろしいですか。

○坊衛生調査官 重要なものというのは各国において異なってくるので、そのあたりは各国において判断してくださいという意味だと、我々としては認識しております。

○森田委員 なかなかそういうふうに英語を見ても読みづらいと思ったので、この部分はどのように解釈したらよいのかと思いました。というのは、この議論というのは、日本で2018年、2019年に分かりやすい食品表示を決める時に、添加物の一括名の名称が日本はあまりにも多いので、そういうものはテクノロジーに代替したら良いのではないかという意見が出てきた時に、ではどの情報を容器に残して、どの情報を容器に残さないかという議論をしました。安全がやはり大事だという話になった時に、消費者委員会食品表示部会の中で、どれを容器に残して、どれをテクノロジーにするのかという優先付けはなかなかできないということがあり、その後テクノロジーのガイドラインが出てきて、国際的にもこのように言っているのだったら、安全、栄養がやはり大事だというふうな流れにいつているのだなというふうに私は理解していました。

したがって、そこでまたこの最後のステップ8にこれが入ると、またそこで何を残すのか議論になります。安全や栄養は分かるけれども、その後、例えば添加物の一括名の詳細表示ですとか、原料原産地のもっと細かいところとか、そういうふうなところをどこまで書くのか、それをどこまで代替させるのかという議論をやはりどこでするのか。先ほど北口委

員がおっしゃっていましたが、何を代替させるのかというところをきちんと議論をしておかなくてはならないというふうに思っています。このガイドラインでこの1行がなかったら、わりとすんなり決まっていくと思っていたのです。この文言が入ったところが少し意外に思ったのですが、日本側のその受け止めが、これは別にこれが入っても特に変わりないということであれば、またもう一度議論することになるかと思えます。

もう一つ質問なのですけれども、10ページにやはりセクション7.5がありますが、セクション5が定めるところにより、義務的食品表示情報が「テクノロジーの使用のみによって提供される場合は」とありますので、これを読んでもやはり義務的食品情報がテクノロジーの使用によって提供される場合があるとなり、それもあるので、義務表示の中でも、全てが容器包装に残るのではなくて、代替するものがあるというふうに受け取っていいということに、ここは繋がっているのでしょうか。

○坊衛生調査官 最後の質問につきましては、そもそもこの義務的食品情報を代替することができないとなってしまうと、そもそもこのガイドライン自体の意味がなくなってしまうので、もちろん残すもの、残さないもので、今義務表示になっているものであっても、テクノロジーの使用のみによって提供されるものというのは必ずあるという形で、そのものについては、ここの7.5のところについては、あくまで期限内においては使用可能としてくださいというようなところの文章だと理解しております。

○清水課長 すみません。少し補足ですけれども、本当はコーデックス連絡協議会の方に、このCCFL48、コーデックス食品表示部会、48回の食品表示部会の結果のご報告を先に本当はさせていただかなければいけないのですけれども、決まったばかりの新しい情報を少しこの懇談会には提供すべきかと思ひ、コーデックス協議会より先にこちらでご紹介しております。その辺の説明、どういう経緯でこうなったのかというところ、あまりここで詳しくご説明するのは少し違うかなとは思ひのですけれども、解釈だけまず整理させていただくと、おっしゃっている食品の名称、安全、栄養、この3つは、必ず残さなければいけないというか、テクノロジーの使用のみではダメだけれども、他の部分というのは、各国の管轄当局に委ねられるというような形になっています。

先ほど森田委員がおっしゃったその令和元年の消費者委員会食品表示部会の取りまとめの中では、なかなか優先順位を付けることは難しいというような結論だったということは承知しておりますけれども、令和元年ということで、それから更に5年ほど経過しておりますし、実際今の食品表示基準を読んでも、安全に関する情報とそれ以外のものというのは若干区別している部分の規定もありますので、そこは改めて、来年度以降、しっかりとした場を設けて議論していただく必要があるのかなと考えております。

○湯川座長 はい。よろしいでしょうか。それでは、デジタルツール活用分科会の座長をさ

れています加藤委員、何かご発言ありましたら。

○加藤委員 ありがとうございます。ご指名いただきまして、座長を務めさせていただいております加藤です。今、委員の先生方の方からご指摘のあった内容については、こちらの分科会の方でもほぼ同様の意見等が出ていました。順番の話や、たくさんのバーコードやQRコードが載ることによる混乱の問題であるとかというのは、分科会の場でも指摘のあったところでした。それぞれの入口からそれぞれの情報のところに飛ぶのか、入口のところに行って、そこから先を分けるという形にして、商品のところに載るQRコードやバーコードは1つだけにするとかという方法もあるのではないかと、そういったような議論がまさに技術的な議論として行われていたというところで、廣田委員が最初におっしゃった「たくさん乗っかって混乱するのではないのですか」というところについてのやり取りのために、まさに前回GS1 JAPANさんをはじめとした方々のお話を聞いたというふうに理解しています。全体に対して、情報が業者さんの方でいろいろと取っているところのカバー率というのが、GS1さんのところで、いろいろこういう情報がバーコード上で取れますというところの一覧表を見せてもらって、そこは非常にしっかりしたものがあったのですが、実際にそれを使っているところというのは数としては少ないという状況で、食品業界の場合、いくつかの大企業の他に多くの中小企業があるという状況の中で、どのような形でそれを実現させていくのかというような問題等が出てくるのではないのかというのが前回までの分科会の方で話をしていたところでございます。そこについては、いろいろとご検討をこちらの懇談会の方でもお願いしたいというところです。

そして、あともう一つ最後に。何を載せるのか、載せないのかというようなところを分科会で決めるのか、懇談会で決めるのかというような話がありますが、おそらく分科会で担えるようなものではないと思っております、案として出すとしても最終的には懇談会の方でしっかりとした議論をしていただくものではないのかというふうに、分科会の座長として今務めている私としては思っている次第でございまして、そのあたりはまた消費者庁とすり合わせながら進めさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○湯川座長 ありがとうございます。間處委員、お願いします。

○間處委員 生活品質科学研究所の間處です。ご質問ですが、今、何の情報を載せるのかという議論があったかと思うのですが、JANコードのお話もあったかと思えます。JANコードが付されていない食品カテゴリーも多分いろいろあると思うのですが、例えば生鮮品ですとか、その対象とする食品の範囲というのはどういうふうにお考えなのかを少し教えていただけますでしょうか。

○坊衛生調査官 ご質問ありがとうございます。対象とする食品、基本的には生鮮食品自体は義務表示事項がほとんどございませんので、基本的には容器包装に入れられている加工食品というところがターゲットになってくると考えております。とはいえ、こちらの制度につきましては、我々としては、事業者の皆さん全員が取り組むべきというわけではなく、容器包装上の表示に代えて、義務表示事項を代替したい方が取り組むという形でございますので、そういったところで、全ての方々ができないといけないというわけではなく、やりたい方が取り組んでいくというようなイメージになると考えておりますので、そのようなことを踏まえて検討していくことになると思っております。

○間處委員 やりたい方がというのは、業者が載せたいというのが対象になるということですか。

○坊衛生調査官 はい。事業者の方が、例えばその食品表示をデジタルツールで代替したいと考えた場合に対象になってくるのではないかと考えております。

○間處委員 そうした場合に生活者の方が、いろいろな情報を知りたいと思った時にこのデジタルツールを活用したいというその考えが、なかなか業者起点みたいな形になってしまいます。やはり消費者の方が何を知りたいのか、どういう商品で、先ほどの加工食品の中でも、JAN コードの付いている加工食品もあれば、JAN コードが付いていない加工食品もあるので、そのあたりの製品も生活者の方が何を知りたいのかというのがやはり重要になってくるかと思っておりますので、そこをご検討をお願いしたいと思います。

○坊衛生調査官 はい。ただ、今の議論の中で、JAN コードを使うということが決まっているわけではなく、JAN コードを利用することができるのではないかとというようなご議論が今行われているところですので、JAN コードではなくて別途 QR コードを付ける等、様々なやり方があると思います。また、基本的にはやりたい事業者がということでございますが、基本的には消費者がそういった形で知りたいという方が多くなればなるほど、逆に事業者の方はそちらの方に移行していくのではないかとというようなことも考えられますので、そういったところで議論していくという形なのだと考えているところでございます。

○湯川座長 北口委員。どうぞ。

○北口委員 今の間處委員の話は私も少し懸念してしまして、GS1 の方がおっしゃっていたかどうかわかりませんが、過去の JAN コードの普及についても同じように、導入したい人が自主的に導入するの任せにしていた結果、日本ではすごく GTIN コードの普及が遅れたという経緯がございます。この 5 年ぐらいで大手小売を中心に、取引先に GTIN コー

ドの導入を要請するようになって、だいぶ普及してきたところです。

JFE システムズの方が「製造、配送、販売の各段階での活動が望ましいと考える」とおっしゃっている通り、最終製品で何か消費者に情報提供したいと思った時に、サプライチェーンの乗っているすべての事業者が、同じように同じフォーマットで情報を登録していたださなければ、川下の事業者が人手をかけて主導で情報登録しなければならないということになってしまいます。そうすると、この分野でも GTIN コードと同じ轍を踏むことになってしまいます。やはり少し普及面では懸念があり、強制にするのは難しいのかもしれないですけど、やはり少し強力で押し進めていかないと、この点でデジタル化が遅れてしまうということになるだろう。例えば、義務化された HACCP の原料管理は、この同じフォーマットをやると便利ですか、かゆいところに手が届くような形で、各メーカーさん、原料メーカーさんも含めて普及できるといいのではないかというふうに個人的に思います。これは意見でございますけれども、ぜひご検討いただければと思っております。

○湯川座長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。加藤座長のお話にもありました通り、議論の結果、最終的にどのような組立てになるのかという点については、懇談会で議題になる可能性もありますので、その際はまた皆さんにご議論いただくことになると思います。

それでは、デジタルツールの活用について、来年度以降も分科会において継続して議論を進めていただきたいと思います。続きまして、資料 4、個別品目ごとの表示ルール見直し分科会について消費者庁から説明をお願いします。

○京増食品表示調査官 消費者庁の京増です。資料 4 について説明いたします。

1 ページになります。概要については繰り返しになりますが、該当するのが 2 番の個別品目ごとの表示ルールについてで、赤字になってはいますが、横断的な基準に合わせる方向で見直すことを基本としつつ、食品ごとの個別の制定の経緯や消費者の要望等を踏まえながら検討し、分科会で進めてきました。

3 ページになります。構成委員は右側にありますが、懇談会からは島崎委員と森田委員にご参加いただいています。座長はお茶の水女子大学大学院の森光教授にお願いしています。スケジュールとしては、5 月からスタートし、月 1 回のペースで 11 月まで計 7 回行っています。本日は、この計 7 回の結果をご紹介します。

4 ページになります。個別品目ごとの表示ルールの見直しの考え方として 1 番上にありますが、食品表示基準の別表で規定されている個別の品目ごとのルールについては、JAS 規格の表示基準があった時代から、まがいもの防止や消費者への情報提供の観点からその役割を果たしてきたが、横断的な表示基準が策定され、時代と共にその役割が終了したのもあると思われるということで、令和 5 年度の懇談会で取りまとめたいただいたように、横断的ルールに合わせられるところは合わせるという方針のもと、業界団体からヒアリングを

行い、検討を進めてきました。ヒアリングについては別表ごとに一つずつ、別表3については定義、別表4については表示のルールとして名称や原材料等、別表5については名称規制、別表19については追加的な表示事項、別表20については表示の様式、別表22には表示禁止事項がありますので、別表ごと一つずつ可否を確認してきました。

5ページになります。昨年度もご紹介しましたが、復習ということで説明させていただきます。昭和25年から、JAS格付け品にのみ表示の義務を課していました。そのため、同じ品目でも格付けがないものは表示がされていませんでした。

そこで昭和45年から、JASの基準がある品目についてのみ表示基準を作成しました。ここでも、まだ個別に表示を義務付けていたというところです。また、平成11年から、全ての加工食品にコーデックスの基準を参考にして横断的な基準を作りました。このとき従来から個別に表示を義務付けていたものは、大きくは整理せず、そのまま上乘せということで維持されています。

平成25年に食品表示法が制定され、平成27年に食品表示基準ができましたが、品質表示部分については原則そのまま移行されてきたということで、昭和40年代、50年代に作られていた個別の規則がそのまま今維持されているという現状になっています。

6ページになります。ここからが分科会における検討の結果となります。計7回行いましたが、完全に廃止となったのがここにある7品目、調理冷凍食品、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、チルドぎょうぎ類、炭酸飲料、即席めん、うにあえものとなります。

また、分科会では、定義や名称は国の規定、表示基準の中で残してほしいという要望が多くあったところです。

また、原材料の表示方法については、横断的な基準で対応可能ということで、多くの品目について整理させていただいております。個別の原材料の規定については、必ずまとめ書きするか、重量順で書かないでいいというルールが残っていたところですが、今後は横断的な基準で表示するというので、多くのものを整理しています。

また、品目の特性に応じて、時代に合わせた修正や個別の表示事項を残してほしいという意見がありました。表にあるように大体1回の分科会につき3品目から4品目検討してきたところです。

8ページお願いします。個別の品目は40以上ありますが、現在半分程度の議論が終わりまして、残りが8ページにあるような品目となります。この品目について、来年1月以降引き続き検討を行い、また懇談会に報告させていただければと思っています。

9ページお願いします。ここから分科会における主な議論を紹介します。分科会では1品目ごとに横断ルールに合わせることを基本として議論を行っており、様々な意見がありましたが、主な議論として5点紹介させていただきます。

1つ目が、品質の低下を判断できる冷凍フライの衣の率、冷凍ぎょうぎ類及びチルドぎょうぎ類の皮の率、ハンバーグ等々の肉の含有率の個別ルールを維持すべきではないかという

ものです。具体的にどういうことかということ、12ページをご覧ください。

12ページに調理冷凍食品の個別基準の抜粋があります。例えば1番上にある衣の率は、冷凍魚フライについては50%。この50%を超えるのものは衣の率を書き、50%以下の場合には書かなくてもよいということになります。

冷凍魚フライであって食用油脂で揚げたものによっては60%、冷凍えびフライ類については50%、植物油で揚げたものによっては65%。植物油で揚げたもの以外のもの、頭胸部及び甲殻を除去し、これから尾扇を除去した一尾あたりのえびの重量が6g以下のものにあつては60%等々と細かく規定されている部分もございます。

また、皮の率については、例えば冷凍ぎょうぎ類にあつては45%とあり、45%以下のものについては書かなくていいですが、45%より多いものについては割合を書くということとなります。また9ページに戻っていただければと思います。9ページの1ですが、惣菜のえびフライやぎょうぎには、衣の率や皮の率を表示するといったルールはなく、一部の品目だけに課せられたルールがあるのは、消費者が表示を比べて選択しようとした場合に比較ができず、表示が活用できていない状態である。また特定の品目だけに義務を課す合理的な理由がないということで、廃止することを取りまとめております

2番となりますが、同じく、冷凍やチルドの関係です。冷凍チルドぎょうぎ類の原材料表示は、食肉、魚肉、野菜、皮、つなぎをそれぞれ括弧でくくって重量順に表示すべきということで、これについては15ページを見ていただければと思います。

15ページの図については、昨年度懇談会でも紹介していますが、例えば冷凍ぎょうぎであれば、皮と皮以外に分けて重量順に表示するとなっております。

一方、チルドの場合は、食肉、魚肉、野菜、つなぎ、皮、その他のもので括弧で表示するとなっております、括り方がより明確に決まっております。なお、横断的な基準では、同種の原材料を括弧で表示することも可能となっているところです。戻っていただいて9ページお願いします。

2番ですけれども、現状は温度帯による違いだけで表示方法を分けているが、特定の品目だけに義務を課す合理的な理由がないことから、横断的な基準に合わせることで、個別のルールについては廃止するという取りまとめております。

3番ですが、調理冷凍食品に関する別表22の表示禁止事項は必要なルールなので、維持すべきではないかということで、具体的な規定として、17ページをご覧ください。

17ページ表がありますが、例えば冷凍コロッケであれば、えびコロッケと書く場合、原材料及び添加物に対して10%以上入っていればえびの含有率を%表示をしなくてもいいですが、入っていない場合は%表示を書くというルールがございます。

他にも、例えば冷凍しゅうまいであれば、しゅうまいの場合、皮とあんに分れますが、そのあんに対し、15%以上入っていればえびの割合を書かなくていいけれども、15%より少ない場合はえびの割合を書くというルールがございます。

9ページに戻っていただいて、3番ですけれども、現状は温度帯による違いだけで表示方法

を分けているが、特定の品目にだけ義務を課す合理的な理由がないことから、横断的な基準に合わせるということで、個別の表示ルールについては廃止するという事で取りまとめております。

10 ページに移りまして、4 番として缶詰は中身が見えないので、大きさの定義は消費者が購入する際に品質を見極めるための情報になるため、維持すべきではないかという意見がございました。これについては 18 ページをご覧ください。

18 ページに一例を載せていますが、農産物缶瓶詰のうち、たけのこについて規定があり、ここにありますように大、中、小、特小、L、M、S、T と 1 号缶、2 号缶等、その缶の大きさによって入れた個数、それによつての大きさに基準があります。

表示方法の文章のところに、ただし大きさを揃えていないものについては「混合」と記載するというルールがあります。また、たけのこの他にグリーンピースやマッシュルーム等々についても、缶の中にどのような大きさのものが入っていれば、L、M 等と書くというルールがあります。

10 ページに戻っていただいて 4 番ですけれども、生産量や原料調達事情によつて大きさが揃えられない状況が多々あり、また、輸入品では「混合」と記載されているものがほとんどであるということ、もともとは業者間取引の際に活用していた情報でもあり、必ずしも消費者に活用されていないこと、これらを踏まえ、大きさに関する表示事項を廃止するという事で取りまとめています。

5 番ですが、うに重量配合率は任意の表示ではなく義務表示とすべきという意見については、19 ページをご覧ください。19 ページに、うに加工品の定義の中に、粒うに、練りうにとありますけれども、粒うにのところに、入っているうにの量を規定しているものがあり、塩うに含有率という基準で定めており、今は、塩うに含有率 65%以上のものが粒うに、練りうにと言えるということとしています。その下に塩うに含有率の計算方法も定義内で定めておりまして、塩うに含有量を計算するための基準値として、塩うにの基準の固乾物含有率 35%という規定がありますが、この 35%について、業界の方々や我々の先輩方に聞いたところ、現在では 35%の設定根拠がわからなくなっており、また、流通が多様化している中で、塩うに含有率という形で書くのが適正かどうかということもあり、塩うに含有率という表示方法から、シンプルに、うにの重量配合率に変えたほうがいいのではないかという議論がありました。そこで、塩うに含有率 65%に相当するのが、各社にデータを出してもらった結果、50%ぐらいであろうということで、別表 3 の定義上の数値をうにに対応させて 50%と変更し、その上で、今まで塩うに含有率について、別表 19 において表示するという事だったのですが、これも廃止ということで取りまとめています。10 ページに戻っていただいて、塩うに含有率は消費者にとって分かりにくく、うにの重量配合率に修正すると。うにの配合割合の表示義務については、うに加工品の定義において 50%以上と定められており、うにの重量配合率は 50%を担保した上で、配合率が高いものについては事業者が自ら任意で表示するという事から、義務表示は廃止するという事で取りまとめております。11

ページをお願いします。

その他、横断的に関係することなので、分科会では議論しておりませんが、親懇談会に報告することとして4点ございます。

1点目として、個別のルールと同等の品質を見極められる表示を横断的なルールの中にかかり組んでいくか議論すべきという意見がありました。

あと2、3、4については少し具体例も付けていますので、20ページをご覧ください。この20ページの緑で囲っているところに2番目の意見を抜粋しております。日本は海外と比べて食品表示における品質の情報が少ない上に、個別の表示ルールを廃止することでさらに少なくなると。一方で、商品の多様化が進み、今後海外からいろいろな品質の商品が入ってくることを考えると、消費者の合理的な選択は困難を極めるため、個別表示ルールを廃止するのであれば、消費者が自主的、合理的な選択ができるようなコーデックスやEU並みの原料%表示の実現を強く要望するとあります。このことについては、昨年度の懇談会資料にあった国際基準との整合性を比較した表の中に原材料の量的表示というのがありましたが、日本では「なし」となっていますけれども、コーデックスやEUでは、商品名や文字、図等で強調されている原材料は、製品中の使用割合%を合わせて表示することが規定されています。なお、アメリカではこのような表示義務がないという状況です。これについて要望があったところです。

21ページが要望の3番目となります。重量割合の低い添加物について順不同で表示することを要望するというので、これに関係する国際基準としては、日本では、原材料と添加物を明確に分けて、それぞれを重量順に表示していますが、EUやアメリカ等では、添加物と原材料を区別なく、両方を原材料として整理されているところです。そして1番下に順不同規定がありますが、2%以下の原材料は順不同という規定があるため、諸外国では重量割合の低いものについて順不同で書かれているという実態があるということで、これについても要望があったということです。22ページをお願いします。

これが4番目の要望になりますが、今回の分科会では、旧JAS法関連の事項、いわゆる品質表示事項を検討項目として議論してきました。旧食品衛生法関連、いわゆる衛生事項についても、消費者にとって不要なものは省略または削除してもいいのではないかという要望をいただいております。

この旧食品衛生関連のものとして、一部抜粋させていただきましたけれども、例えば冷凍食品であれば、飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別を書きなさいということで、加熱の必要はありませんとか加熱用とか書くことが義務付けられています。

また魚肉ハム・ソーセージであれば、例えば殺菌温度や殺菌時間を表示することが義務付けられており、缶詰の食品であれば、横断的な基準の中で原材料を書くというルールとは別に主要な原材料を書くという規定があるということです。22ページから24ページまでは、全部ではないですが、一部抜粋したものを紹介しております。

最後に25ページに全国消費生活相談員協会から委員として出席いただいている澤木委員か

ら提出のあった要望書を掲載しておりますが、これも参考に先ほどの要望をまとめております。消費者庁からの説明については以上となります。

○湯川座長 ありがとうございます。質問やご意見をどなたからでもお願いします。佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 はい、日本食品分析センターの佐藤と申します。11 ページの分科会における食品表示への要望について、ここがこの懇談会で今後議論されることになると考えています。その中で、1 番目の個別ルールと同等のものを横断的ルールの中にとというご要望がありますけれども、私も分科会をなるべく視聴していたのですが、やはりその個別のルールの中でも、共通のものが結構あったような印象があります。その中で全体のルール、横断的ルールの中に取り込んだ方がいいものはやはりあると思いますので、そこは議論の余地があると思っています。

それと、3 番目の添加物関係の話ですが、いくつかありますが、順不同として表示することに私は賛成です。というのは、これを順不同にして消費者と表示する事業者の両方の観点で見た時に、何か不都合になるようなことは想定できなかったのも、もし何かあるのであれば、それを教えていただきたいというのが1点と、一定のルールをもって、順不同とすることになるかと思えます。諸外国の状況を見ると、重量割合2%以下であれば良いということがあるかと思えますが、そもそもの話として、日本の場合は原材料と添加物の境界が明確ではないというか、重量割合等で決まっているわけではなくて、場合によっては添加物として表示されるもの、場合によっては原材料として表示されるものがあるという認識なのですけれども、その辺の区別がもし、うまくきれないと、この重量割合だけの基準というのは実は難しいと思いましたので、そのあたりも整理していかないといけないと思っています。半分感想ですが、以上です。

○京増食品表示調査官 消費者庁の京増です。基本的にはこの分科会では、横断的な基準に関係するこれらの事項について検討していないので、今後の議論となります。また、添加物については使用目的によってどちらに入れるのかということもありますので、それらも踏まえて今後の検討ということかと思っています。

○湯川座長 すみません。座長の方から1点質問ですけれども、横断ルールの検討について、個別分科会で議論するのか、懇談会の方で議論するのかというのはどうなるのでしょうか。

○京増食品表示調査官 現在、個別の議論で今40以上ある品目のうち半分程度進めたところですので、引き続き残りの半分を整理させていただいた上で、今後の検討になると考えま

す。どこで検討するかについては、今後検討させていただければと思います。

○湯川座長 分かりました。加藤委員。どうぞ。

○加藤委員 すみません。加藤でございます。今、細かくいろいろな形で個別品目ごとの表示ルールの見直しを検討いただいているということをお教えいただいたのですが、昨年度、令和5年度の食品表示懇談会取りまとめのときの開催主旨のところで、合理的でシンプルかつわかりやすく国際整合性のある食品表示の検討ということがうたわれています。今回、いくつかのものについて見直しをするというお話の中で、この合理的でシンプルかつわかりやすく国際整合性というような、この基準に沿った形でこれは修正している、表示をやめることにしたというような、書き方や表現の仕方が必要なのではないかと思います。そこも検討した上で、これらもう廃止するか、そういったことが方向性として出ているということで、よろしいでしょうかという確認をさせていただきます。

○京増食品表示調査官 横断基準については、完全一致ではありませんけれども、コーデックスを参考に作成されています。その横断基準というものに合わせる方向で、整理できるものは整理していくということで、昭和40年代、50年代からあったものなので、一足飛びに全部廃止というところまではいっていませんけれども、整理できるところから順々に手を着けているということです。

○坊衛生調査官 補足ですが、もちろん今回の分科会につきましては、懇談会での取りまとめのもとで開催させていただいております。したがって、合理的でシンプルかつわかりやすい国際整合性のある食品表示を目指すというところが、大前提にあるところでございます。

○加藤委員 その前提において議論が進んでいるということは確認できました。この資料の中にもそのあたりをきちんと踏まえているというようなことを残していただいた方がよいのではないかと思います。改めてご確認をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○湯川座長 北口委員申し上げます。

○北口委員 加藤委員のおっしゃったことに加えて、非常に多くの品目について、スピード感を持って進めていただいていると思っています。分科会の皆様、大変ありがとうございます。この温度帯による表示の違いが非合理的であるというのは、非常に重要でわかりやすい基準だと思っています。冷凍食品とお弁当で表示の方法が違うのはおかしいよね？ということだと思いますが、こういった、どういう基準で判断をしていったのかというのは、記録

を残していった方がよいと思います。あとで横比較をしてみたら、共通の一貫した考え方になっているのか確認ができますし、来年度以降、また見直しをしていく中でも、非常に重要な判断基準、物差しになると思いますので、ぜひ残していただければと思います。

これはデジタルのところと関わるのですが、なるべく機械的に決められる基準であることは望ましいと思います。文章を読んで、人が理解したものを判断しなければいけないということ自体が、デジタルの世界では妨げになってしまうので、機械的な判断基準に、将来的には少しずつ落とし込んでいくことが必要だということだと思っています。

○湯川座長 特に消費者庁からのコメントはよろしいですね。伊藤委員お願いします。

○伊藤委員 亜細亜大学の伊藤でございます。分科会の皆さん、すごくハードな議論で、大変だったろうなと思っています。資料の中に、特定の品目だけに義務を課す合理的な理由がないことから廃止するというような文言がいくつか見られます。この品目だけに義務を課す合理的な理由を消費者に対してきちんと発信していただいて、消費者への個別ルールの理解を図っていただきたいというのが1点。

それともう一つ、将来的に今の日本で想定しないような加工食品がこれからどんどん入ってくるということが考えられますので、こういう要素がある場合に、特定の表示の義務を課すというような要件とか条件のようなものが整理されると、この先、個別品目のルールがどんどん増えていくというようなことが、少しは防げるのではないかというふうに思った次第です。以上です。

○湯川座長 消費者庁からのコメントはよろしいですか。要望ということで、ありがとうございます。大角委員、お願いします。

○大角委員 はい。食品産業センターの大角でございます。まず、それぞれの委員の方々から申し上げていただきましたけれども、この分科会を精力的に進めていただいていたわけで、特に私の立場からいたしましても各個別品目団体の説明が必ずしも十分でなかった団体もあったようにお聞きしておりますが、丁寧に聞いていただいて、このようにまとめたことにもまず感謝申し上げたいと思っていますところでございます。ありがとうございます。

その上で、昨年度何度も申し上げている話で恐縮でございますが、改めて確認でございます。こういった食品制度の改正につきましては、食品制度の事業者や包材の切り替え等々の負担となるものがございます。懇談会の取りまとめの中に既にごございますけれども、こういった改正にあたっては十分な周知期間をしていただき、かつ、できる限り一括して行えるということを書いていただいておりますけれども、これについて改めて強く要望したいと思います。

また、旧食品衛生法関連の個別品目の表示ルールにつきましても、いくつかの団体から要望があったところがございます。こちらにつきましても、個別品目に関連する各事業者団体の意見も十分お聞きいただきながら、今後ご検討いただければと思います。改めてお願いしたいと思います。以上でございます。

○湯川座長 これも要望ということでよろしいですね。他はいかがでしょうか。廣田委員、お願いします。

○廣田委員 はい。全国消団連の廣田です。本当にいろいろなパターンがあると思いつつ、とてもこれを月に1回開催するのも大変だったと思います。敬意を表したいと思います。個別品目ごとの表示に関しましては、こちらの懇談会で取りまとめがされた通り、広い意味では横断的に統一される方向性が望ましいと考えております。

一方で、一部から意見もありましたように、これまでの表示ルールに沿って馴染んでいた消費者や、それを基準に買っていた場合もあると思いますので、そういったものが変更されると、衣の比率や、うにの含有率など、これを頼りに購入していた、それを基準に選んでいたのに選べなくなる場合も有り得るかもしれません。悪い意味で解釈すれば粗悪品がまかり通る事態になるのではないか、という懸念を持つ人がいるのも当然だと思いますので、それは業界団体としてきちんと監視をしながら、正当な表示がされるように、これからもきちんと見極めてほしいと思います。

総論で考えまして、過去の制度の経緯や歴史、様々な食品群ごとの事情がある中で、一貫性がなかったり、理不尽だったことが合理化される、または大括り化されることには賛成ですし、必要だと考えております。個別の品目の表示がなくなることで起こりうる様々なケースに関しては、業界内での対応も含めて、柔軟に対応していただきたいと思います。併せて食品事業者には、これからは消費者の選択に資する情報を正しく、消費者を誤認させることなく、消費者のためのふさわしい表示をしていただきたいと思っております。以上です。

○湯川座長 要望ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。松村委員。

○松村委員 食品業界に長くいた者としてのコメントなのですが、この資料にも、かつてのまがいものや、あるいは個別ルールの際の品質低下など、そういう議論があったと認識していますが、ただ、何をもちて品質低下とか粗悪品というのかということところは冷静に見ていただかなければならないと思います。もちろん、私は食品業界にいましたが、一消費者であり、自分も消費者として選択することがあります。これは少し個人的な意見ですが、まずは価格と品質とセットではないかということもありまして、その先ほどの衣の問題ですと、おせち料理で1万円もするおせち料理を開けてみたら、細いえびしか入っていない

かったというのは、過去問題になったことはありますが、結局そういうことだと思います。昨今、原材料価格が高騰しており、為替の問題もあって、やはり、ご購入いただける価格帯というの、ある中で、食品企業は様々努力しているというふうに思っておりますので、安易に品質低下や粗悪といったことは、まがいものという表現は良くないのではないかと。そもそも定義が分からない。何を以てそういうのかというところは少し分からない部分がありますという意見です。

○湯川座長 ありがとうございます。森田委員、お願いします。

○森田委員 分科会の委員として参加してきましたので、これまでの経緯をご説明させていただきたいと思います。先ほどの加藤委員からのお話もありましたように、合理的かつシンプルでわかりやすいことが大前提であること、あと公平性ということ、例えば冷凍のものと惣菜のもので表示が違うということとか、その観点での公平性の意味です。それからわかりやすさにおいては、特に原材料に関しては、食品表示を学ぼうと消費生活セミナーをやるときに、原材料は多いもの順で並んでいるということがわかりやすいのですが、ところが、ここには例外があると、いつも言わなければいけないような状況がずっとありました。それは JAS の規格の時代からあり、とても複雑な別表がたくさんあって、その別表が、食品表示の分かりにくさということにつながっていました。食品表示一元化検討会の時に、横断的に全てを寄せていくというのは大きなテーマだったのですが、その時に時間が足りなくて、やっと 10 年来になってできているというようなところも含めて進めています。

例えば、先ほど衣の率を見てというふうにおっしゃっていましたが、今、例えば、ぎょうぎについては衣も皮が多い方がプリプリとしておいしいというようなこともあるので、その食品に対する価値観も変わってきていますし、また、例えば、えびの率や数値規定も様々ありますが、昭和の時代にできた品質規定ですので低いです。えびしゅうまいのえびが、ものすごく低い数字で決まっていて、今ではこんなに低いものはあまりないだろうと。ただ、その時代にそれがあつたことで、品質が上がってきたという一定の効果はもちろんあつたと思いますけれど、平成や令和を経て時代が変わり、できるだけ横断的に寄せていこうという中で議論しています。

一方で、先ほど一貫性という話がありましたが、例えば、維持で残っているものがあります。この維持で残っているものに関しては、細かくどうして残すのかということ聞いていまして、例えば、マーガリンについては、原材料を最初は残すとおっしゃっていましたが、そこは他に合わせてもらえないかと、原材料はやはり多いもの順でやった方が消費者にとってわかりやすいとお願いしたところでした。前回、話し合いの中で、やはり維持したいという業界側の理由をお聞きしながら、いやでもそれはやはり横断的な方に行けないだろうか、というふうなことを議論したり、例えば、マーガリンについては結構維持しているのですが、マーガリンはコーデックスに別途規格があるので、それに合わせているというような理由

があったりします。お味噌の場合は、味噌の名称規制が味噌の食文化から話して、味噌はそもそも大豆であるというふうなところから、ずっと説明があったりということで、業界の方々はそれぞれ残す理由を、かなり細かく合理的な理由を示していただいて議論をしながら進めています。

それは、やはり最初にお話ししたように食品表示は合理的かつシンプルでわかりやすいもので、それをきちんと整理しておくことで、デジタル化や表示の間違いも減って行って、事業者や消費者にとってもメリットがあるのではないかと考えて、議論を進めているところです。以上がご報告になります。

○湯川座長 ありがとうございます。同じく個別品目の分科会に委員として参加されている島崎委員はいかがですか。

○島崎委員 いくつかの委員の方からお話がありましたように、実際問題、やり方としては、業界の方がまず説明をされて、これを残したい、これは横断に合わせるということをご説明されます。それについては、今、森田委員が言われたように基本的には、合理的な理由を言われて、それに沿った議論をしています。ただ、廣田委員が言われたように、やはり消費者の方にとっては不安が残るとするのは事実で、これがなくなってしまったら本当に大丈夫かという気持ちはどうしても出ていて、意見を出されるというところですが、相対的に、委員の皆さんと座長の方で総合的に見てこうだ、というのがこの結果だと理解していただければいいのではないかと思います。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。ここまでまだ発言をいただいていない阿部委員、田中委員から、もしありましたらご意見をお願いします。

○阿部委員 分科会の皆様、本当にお疲れさまでした。私はどちらかというと、栄養士会の管理栄養士の立場で話すことになりますが、先ほどの子どもの話などもありましたが、この食品表示自体が、消費者の健康増進や食品の安全性を確保するためのものであり、どこまで表示を残す必要があるかを考えていくと、やはり今森田委員もおっしゃってくださったように合理的な理由があることが前提だと思います。先ほどのコーデックスの食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドラインに栄養が加わったということがありましたが、食品を選ぶ時にそれが自分の健康とか栄養にとって良いものなのかを判断する時にの情報として、それがデジタルではなくて表示として残すべきである理由と同じ考え方だと思いました。また、森田委員の意見は、さすがだと思ったのは、確かにぎょうぎには衣の厚いのが好きな人もいれば、薄いのが好きな人もいるけれども、最終的にそれは自分のおいしさ、いわゆる嗜好として選ぶ方もいらっしゃいますけれども、それ以外に表示の目的として健康を考えた時に、やはり最終的な判断をするのは栄養表示によ

る情報が必要です。消費者のリテラシーの問題もあると思いますが、炭水化物が多い、カロリーが多い、油が多いとか、そういうものをしっかり確認できるような消費者教育ができれば、油の量や衣の割合などに関しては、やはり合理的に整理していてもいいのではないかと、栄養の専門職として考えながら聞いていたところですので、コメントさせていただきます。

○湯川座長 ありがとうございます。田中委員、お願いいたします。

○田中委員 田中でございます。私も同じ立場ではあるのですが、その品質についてはえびなど、ぎょうぎなどの中身については、具がいっぱい入っている方がおいしいというような一般的な考え方があるかと思えます。それによって、様々な規格が表示に課されることで品質について、保持されるといった様々な判断があると思えますけれど、最終的には先ほど阿部委員もおっしゃった通り、栄養成分的にそれらが明確に示されているということによって、必要な栄養素の過不足等の考慮が分かるような、最終的な表示になされればよいと思っております。そういったところで、JAS規格の方で議論いただけて、最終的に衣が多いと油が多く含まれますというような形で消費者の皆様にも考えが伝わればよいと考えます。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。個別品目ごとの表示ルール見直しにつきましては、分科会での取りまとめの内容に沿って、今年度の基準改正に向けて消費者庁に対応していただくということにしたいと思えます。

また、残りの品目につきましても、分科会において継続して議論を進めていただきたいと思えます。

それでは次の議題に移ります。資料は5-1、5-2、5-3です。先ほどの個別品目ごとの表示ルールも含めた想定されている食品表示基準改正の内容を説明いただきます。

○坊衛生調査官 消費者庁食品表示課の坊でございます。資料5-1の食品表示基準の改正について、我々がこれから改正を考えている内容をご説明させていただきます。想定される食品表示基準改正の事項というところでございます。

1つ目、栄養強化目的の添加物の表示を義務化。今、表示免除規定がございますので、その免除規定の削除ということを考えております。こちらにつきましては、昨年度の食品表示懇談会におきまして、栄養強化目的の添加物の表示義務化に向けて進めていきますという形でご報告させていただいたところを今年度の改正において、それを入れていくということでございます。

2つ目、栄養素等表示基準値等の改正でございます。こちらにつきましては、後ほど詳しくご説明を差し上げますが、令和6年10月11日に公表された「日本人の食事摂取基準2025年版」におきまして、数値等の変動がございますので、それを踏まえた栄養素と表示基準値

等の改正を予定しているというところでございます。

最後3つ目、個別品目ごとの表示ルールの見直しというところでございます。こちらにつきましては、先ほど報告させていただいた11月までに取りまとめたものについて、食品表示基準の改正案を作成し、改正していくというところでございます。

続きましてスケジュールでございます。この令和6年12月、本日、食品表示基準の改正内容案について、懇談会に報告させていただきまして、ご了承いただけますと、食品表示基準改正案についてパブリックコメントを実施し、食品表示基準を改正する際には、食品表示法において消費者委員会の意見を聞くという規定がございますので、消費者委員会に改正案についての意見を聞くため、諮問させていただいて、答申をいただけますと、食品表示基準を改正していくという手続きとなっておりますので、このパブリックコメント以降の手続きを進めていくという形でございます。資料5-1については以上でございます。

続いて、5-2についても説明させていただきます。5-2につきましては、こちらの資料につきましては、昨年度の食品表示懇談会で用いた資料でございますので、最後のページだけのご説明とさせていただきます。

こちらにつきましては、具体的な改正内容という形でございます。ページ右側におきまして、改正前という形となっております。添加物のところにつきましては、次に掲げるものを除きというところに栄養強化目的で使用されるもの、という規定がございますので、その規定を削除する形になりますので、基本的には除かれなくなりますので、表示することになるという形の改正になるというところでございます。栄養強化目的で使用した添加物の表示については以上でございます。

続きまして、資料5-3で、栄養成分表示のところの改正内容案について説明いたします。

○斎藤課長補佐 説明者が変わりました。斎藤と申します。よろしくお願いたします。それでは、資料5-3に沿って説明をさせていただきます。次をお願いいたします。

2ページ目になりますが、今回は栄養成分表示に関する改正として、別表第9、第10、第12が対象になります。

大きく2つのポイントがございます。1つ目ですが、別表第9に関わる部分、栄養成分の分析方法等が規定されていますが、その改正。もう一つが別表第10、第12で、厚生労働省が定める日本人の食事摂取基準2025年版が公表されましたので、それを受けての改正を考えております。次をお願いいたします。

3ページ目ですが、食物繊維の許容差の範囲等についてと書いております。昨年度、全国7カ所の分析機関をお願いしまして、いくつかの食品について栄養成分の分析の試験間誤差の検討を行いました。その結果、食物繊維については低含有量である場合、大きな試験室間誤差が生じるということがわかりましたので、許容差の範囲の見直し、それから0と表示することができる量の規定の追加をすることを考えております。具体的にはこのスライドの赤字で示しております、但し書きの部分、さらには0と表示ができる量として0.5gを追

加するということになります。次をお願いいたします。

4 ページ目になります。同じく分析方法ですが、2020 年に食品表示基準における栄養成分等の分析方法に関して検討事業を実施しました。いくつかの提言をいただき、灰色になっている部分については、既に対応済みになっていますが、ビタミン B 群の高速液体クロマトグラフ法については妥当性が確認できないため、まだ改正ができておりませんでした。昨年度、ビタミン B 群における高速液体クロマトグラフ法につきましても妥当性を確認できましたので、別表第 9 に追加したいと考えております。次をお願いいたします。

5 ページ目になりますが、実際にどの栄養素が対象かということですが、パントテン酸、ビタミン B6、ビタミン B12 については現行の微生物学的定量法のみが使える状態になっていたのですが、そこに高速液体クロマトグラフ法を追加するものでございます。次をお願いいたします。資料の 6 ページ目です。

次から問題意識が変わりまして、日本人の食事摂取基準 2025 年版です。こちらの公表を受けた改正の話になっていきます。次のページをお願いいたします。

昨年度のこちらの食品表示懇談会の際に、FOPNL に関しては専門的な議論が必要だということで、別の場で議論をすることをご了承いただきました。そこで昨年度の 11 月から 3 回程度、わかりやすい栄養成分表示の取り組みに関する検討会を開催しまして、FOPNL の方向性について中間的な取りまとめを実施いたしました。8 ページをお願いいたします。

取りまとめの簡単な抜粋になりますが、日本版包装前面表示の対象となる栄養成分については、義務表示に位置付けられている 5 つの項目が妥当ではないか、さらには単純に栄養成分の量だけだと、なかなか消費者の使いやすさに繋がらないため、栄養素等表示基準値を使ったその量に占める割合を書くということ、さらには任意の取り組みですが、一定のルールは必要というところを取りまとめいただきました。次をお願いいたします。

この検討会は名称を変えまして、今年度も継続的に検討を進めているところでございます。名称は日本版包装前面表示に関する検討会でございます。

今年の間には 5 回程度検討会を実施していこうと考えておりまして、現在第 2 回まで実施し、今月 24 日に第 3 回の検討会を予定しております。次をお願いいたします。

10 ページ目です。今年度、論点としては、3 つございます。この検討会の中で、日本版包装前面表示のガイドラインの原案。2 つ目としては、日本版包装前面表示の様式案。さらには FOPNL について食品表示基準にどのように位置付けるか、このあたりの結論を得ていきたいということで、検討中でございます。次をお願いいたします。

改正案の中身の話に戻りまして、11 ページでございますが、昨年わかりやすい栄養成分表示の取り組みに関する検討会の中間取りまとめの中で、栄養素等表示基準値を使っていくことが確認されたのですが、食塩相当量の基準値が今の健康・栄養策と少しずれていたという指摘を受けましたので、今回、厚生労働省が定める日本人の食事摂取基準が公表されたタイミングで、別表第 10 に規定している栄養素等表示基準値の改正を予定しておりま

す。

12 ページお願いいたします。少し耳慣れない方もいると思うのですが、栄養素等表示基準値とは、厚生労働省が定めている日本人の食事摂取基準、こちらは日本国民の性・年齢階級ごとに様々な基準値が定められています。ですので、子供の数値と大人の数値、高齢の数値など、様々あるわけです。それを、人口推計を使って、18 歳以上の性・年齢階級別の一つの基準値に加重平均したものが、この栄養素等表示基準値になります。

カルシウムの場合と書いていますが、男女の年齢階級から必要な指標を持ってきて、そこに人口比率をかけて、最終的に総人口で割っていくことになります。次お願いいたします。

13 ページが、実際にどのような改正となりそうかをお示しした資料になっております。赤字で示すものが今回の改正案で増える値になりますし、青字で示したものが現行から減る値になっております。14 ページお願いいたします。

栄養素等表示基準値は、単純に栄養素等表示基準だけを定めているだけではなく、これを基点に栄養強調表示という制度を作っております。栄養強調表示の基準値はこの食品にはたくさん入っています、あるいはある栄養成分を含んでいますといった基準値ですが、これはコーデックス委員会が定めている「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン」の中の栄養参照量と栄養素含有量強調表示の関係性をそのまま日本に持ってきて、この栄養強調表示を規定しているところです。

実際には先ほどのスライドで示した栄養素等表示基準値を基点にたんぱく質のところを見ていただきたいのですが、例えば、含む旨である場合、栄養素表示基準値の 10%以上入っているものはたんぱく質が入っていますという表示ができるといった制度になっております。

最後のスライドになりますが、12 ページに移動します。栄養素等表示基準値が変わると、おのずと栄養強調表示の基準値も変わっていきます。赤字になる部分が現行から増える値になりまして、青字になる部分が現行から減る値になっております。少し駆け足で恐縮ですが、私からの説明は以上となります。

○湯川座長 ありがとうございます。委員からのご質問、ご意見をお願いします。佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ご説明ありがとうございます。質問というか、半分感想なのですが、1つ目でお話いただいた食物繊維が低含有量である場合の許容差の拡大と「0」表示の数値の件なのですが、いわゆる関連する成分として炭水化物、糖質に関しては、食品表示基準が定められた当初からこの基準値が定められていたと思います。

食物繊維だけ入っておらず、逆に何でだろうと思っていただのが正直なところで、今回ここにこの数値が入るのは、すごく妥当だろうと私は考えておりますが、このタイミングになったというか、今まで入れられなかったのに何か大きな理由があるのかというところを、もし分

かったら教えてください。

○斎藤課長補佐 ご質問ありがとうございます。今回提案させていただく食物繊維については新たに追加するものになっておりまして、佐藤先生におっしゃっていただいた通り、他の義務表示事項については、既にこのような許容差の範囲であるとか「0」と表示することができる量というものは規定されておりました。こちらの規定を検討する際に、当初基にしたのは、コーデックスのガイドラインでございます。その中で、食物繊維は扱われていなかったため、これまで規定はありませんでした。

今回、試験間誤差を確認してみますと、低含有量であるときの分析の最小単位が、例えば0.1gなど、0に近いところにあるため、実際に低含有量の食物繊維のものを表示しようと思ったらできないことが、今回の調査でわかりましたので、このタイミングで追加するというものになります。

○佐藤委員 ありがとうございます。我々も実はこのところ許容差がなくて困っていた事例もよくありましたので、これが入ったことでスッキリするかなと思っております。ありがとうございます。

○湯川座長 ほかにいかがでしょうか。森田委員。どうぞ。

○森田委員 今回の栄養素等表示基準値の改正というところと、それから栄養強調表示の改正案というところで、ものによって随分と大きく変わったものがある、例えばビタミンB12ですとかビタミンDなどはかなり数値が変わっていることになります。この栄養素等表示基準値の数値は、確か前回の2015年のときは改正されなくて、この栄養強調表示の改正は前回、前々回に1回改正されましたけれども、10年ぶりの改正ということになります。これだけ数値が変わりますと、各食品がかなり強調表示を使っていることもありますので、経過措置期間ですとか、周知期間を十分に設けていただかなくてはいけないのかなというふうに思います。

あとはそれからビタミンDに関しては、随分と数値が変わったというところの理由も教えていただければと思います。

○斎藤課長補佐 ありがとうございます。大きく栄養素等表示基準値が変わるところは、2つと思うのですが、1つがビタミンDでもう1つがビタミンB12になります。ビタミンB12について先にご説明を申し上げますと、今回の「日本人の食事摂取基準2025年版」で、その扱いが推奨量から目安量になったため基準値が上がったものになります。

ビタミンDについては、今回のタイミングではなくて、前回の日本人の食事摂取基準2020年版のタイミングで目安量のままなのですが、考え方を改めて策定されたため、基準値

が上がったという背景があります。そのため実際に、ビタミン D の基準値が上がったのは今回のタイミングではなくて、5 年前に上がっていたという背景がございます。

○森田委員 その時にどうして数値を変えなかったかというのと、やはりビタミン D の過剰摂取ですとか、そういう懸念があるので、その時は変えられなかったというようなことがあったと記憶しているのですけれども、今回はその時からまた 5 年経っているので、変えたという理解でよろしいでしょうか。

○斎藤課長補佐 そのような理解で問題ございません。

○湯川座長 ほかはいかがでしょうか。もしよろしいようでしたら、以上で議論を終わりたいと思います。消費者庁におかれましては、本日議論になった内容も含め、食品表示基準改正に向けて、対応をお願いします。

最後に、来年度の食品表示懇談会につきまして、消費者庁から説明をいただきます。清水課長、お願いします。

○清水課長 では簡単にご説明させていただきます。今年度もまだ 12 月ということで、3 か月以上残しております。デジタルツール活用の分科会も、個別品目の表示の分科会も、まだご議論をしていただけるという状況ではございますけれども、引き続き来年度も継続して議論を進めていただき、その取りまとめの内容については本日のような形で、この懇談会にご報告をさせていただければと思います。

今日のご議論の中では、デジタルツールに関しては非常に技術的な部分を詰めていかなければいけないという部分と、義務表示事項の中で何をデジタルでの表示の方に移すことを可能にするのかというような、かなり大きな重たい政策的な判断の話と、両方を検討していかなければいけないというふうに認識しましたので、そのあたりについて、どのような検討の場を設けていくかというのは、これから少し時間がありますので、考えていきたいと思えます。

また、今日経過措置期間の話、施行時期のお話、そういうのも、改正内容ですとか品目などによって色々変えなければいけない部分はあるかと思えますので、そのあたりも吟味させていただきながら改正案の検討は進めてまいりたいと考えております。ありがとうございました。

○湯川座長 どうもありがとうございます。島崎委員。どうぞ。

○島崎委員 すみません。要望というか、お願いだけなのですが、個別品目の分科会の時もそうでしたし、事業者の方からいくつか聞いているのですが、個別品目とは別に様々な

都道府県に条例があって、結局、そこに縛られるケースがあると聞いています。一部の事業者の方は、その対応が結構大変だと。だからこちらの個別品目ごとのルールを合わせても、それが残っていると、結局そこに引っ張られるとか。条例というのは都道府県のものなので、国との話し合いは難しいかもしれませんが、全国流通する品物は包材を一部の県だけ変えるというわけにはいかないと思うので、結局、全部意識するしかありません。そこを今後何らかの対応が取れるようなら、検討をお願いできたらなと思っています。

あと 1 点はですね、これは僕がこの議論に参加している中で感じていたのですが、委員の皆さんは様々なバックボーンを持って発言されていると思うのですが、いつも思うのは、消費者のイメージというのが皆さん、バラバラで少し合っていない部分もあると思います。だから、もし議論がなかなか錯綜するようであれば、例えばアンケートを取るだとかという方法もあるので、今後そういうことも検討していただければと思っています。以上です。

○湯川座長 要望ということで、よろしいですね。ありがとうございます。

本日は多くの議題がありましたが、委員の皆様のご協力をいただき時間前に終わることができました。来年度も継続して分科会で議論していただき、また本懇談会に報告された内容について議論していきたいと思えます。最後の案内を事務局からお願いします。

○事務局 皆様、本日はどうもありがとうございました。本日の内容については後日メールで議事録の確認をお願いさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、ウェブで傍聴されている方にご連絡です。本日の資料は消費者庁のウェブページに掲載されます。また、議事録についても後日消費者庁のウェブページに掲載されます。湯川座長にお返しいたします。

○湯川座長 懇談会を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。